



長野県報

7月31日(月)
令和5年
(2023年)
第427号

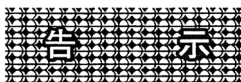
目次

告示

| | |
|--|---|
| 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく住所変更の届出(障がい者支援課)..... | 1 |
| 解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... | 1 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)..... | 2 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... | 2 |

公告

| | |
|-----------------------------------|---|
| 随意契約の相手方の決定(産業政策課)..... | 3 |
| 国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)..... | 3 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(道路建設課)..... | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)..... | 5 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(医療政策課)..... | 5 |



長野県告示第420号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから住所を変更する旨の届出がありました。

令和5年7月31日

長野県知事 阿部 守一

| 名称 | 住所 | | 変更年月日 |
|-----------|------------------|----------------|----------|
| | 新 | 旧 | |
| 社会福祉法人清明会 | 諏訪郡富士見町落合9507番地1 | 岡谷市湖畔一丁目18番19号 | 令和5年8月1日 |

障がい者支援課

長野県告示第421号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年7月31日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
安曇野市豊科光2194の14(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年7月31日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
安曇野市豊科光2194の14（次の図に示す部分に限る。）、2194の15
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第423号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和5年7月31日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称
一ノ瀬1
- 一部について指定を解除する区域
山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年8月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年7月31日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則夫

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 418号
- 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|----------------|--------------|
| 下伊那郡売木村331番の1地先から 下伊那郡売木村294番の1地先まで | 旧 | 10.2～25.6 m | 0.2530 km |
| 同上 | 新 | 10.2～25.6 | 0.2530 |
| | | 10.5～38.2 | 0.2424 |

道路管理課